

## 6 輸送・交通関係



## 6-1 緊急輸送道路区間

1・2次別	路線名	起 点	終 点	延長 (km)
第1次	東名高速道路	橋尾町大道通	長沢町西千束	15.9
	国道1号	小坂井町大島	長沢町西千束	14.4
	国道23号	御津町下佐脇義郎	御津町赤根前浜	3.3
	国道151号	小坂井町宮下	東上町東京寺	12.6
	国道247号	小坂井町宮下	平井町丈方	2.0
	23号バイパス	伊奈町流田	為当町蓮前	3.6
	主要地方道長沢蒲郡線	長沢町山ノ田	長沢町流田	0.4
第2次	国道362号	住吉町1丁目	当古町西新屋	2.2
	主要地方道国府馬場線	御油町行力	中条町御堂前	7.7
	主要地方道東三河環状線	八幡町横道	御津町西方入浜	4.4
	主要地方道豊橋乗本線	三上町山西	三上町大柳	1.3
		金沢町村下	金沢町岡下	2.1
	主要地方道長沢蒲郡線	長沢町欠田	長沢町西切山	4.6

## 6-2 地震時に通行を確保すべき道路（市指定）

路線名	起 点	終 点	延長 (km)
主要地方道東三河環状線	桜木通6丁目	八幡町横道	4.1
	谷川町馬神	篠田町新切	1.9
県道三蔵子一宮線	桜木通6丁目	篠田町四ツ家	1.1
主要地方道豊川新城線	桜町2丁目	市田町下中野	3.0
県道石巻萩平豊川線	向河原町中通	麻生田町田島	1.1
県道金沢江島停車場線	金沢町岡下	東上町松本	1.2
県道豊橋豊川線	正岡町胡麻田	諏訪3丁目	3.8
県道金野豊川線	宿町小山	南大通4丁目	1.8
市道中通線	南大通4丁目	本野ヶ原1丁目	3.4

※上記の他「豊川市広域受援マニュアル」（令和3年6月改訂）で定められた路線

6-3 道路・橋梁状況一覽

道路状況一覽

令和3年4月1日現在

区分 種別	実延長	改良済		未改良		自動車 交通不 能延長	舗装道		砂利道	
		延長	%	延長	%		延長	%	延長	%
一般国道 1号	m 14,449	m 14,440	100.0	m 0	0.0	m 0	m 14,449	100.0	m 0	0.0
23号バイパス	3,545	3,545	100.0	0	0.0	0	3,545	100.0	0	0.0
一般国道	20,043	20,043	100.0	0	0.0	0	20,043	100.0	0	0.0
主要 地方道	47,544	47,544	100.0	0	0.0	0	47,544	100.0	0	0.0
一般県道	100,174	85,198	85.1	14,976	14.9	1,639	98,687	98.5	1,487	1.5
市道	1,703,952	1,218,897	71.5	485,055	28.5	159,061	1,516,482	89.0	187,470	11.0
計	1,889,707	1,389,676	73.5	500,031	26.5	160,700	1,700,750	90.0	188,957	10.0

橋梁状況一覽

令和3年4月1日現在

区分 種別	橋数	永久橋		木橋		延長				計
		橋数	%	橋数	%	永久橋	%	木橋	%	
一般国道 1号	20	20	100.0	0	100.0	m 336	100.0	m 0	0.0	m 336
23号バイパス	8	8	100.0	0	100.0	3,006	100.0	0	0.0	3,006
一般国道	33	33	100.0	0	100.0	2,061	100.0	0	0.0	2,061
主要 地方道	46	46	100.0	0	100.0	2,160	100.0	0	0.0	2,160
一般県道	95	95	100.0	0	100.0	2,300	100.0	0	0.0	2,300
市道	700	693	99.0	7	1.0	7,114	99.2	55	0.8	7,169
計	902	895	99.2	7	0.8	16,977	99.7	55	0.3	17,032

## 6-4 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領

### 緊急通行車両の運行確保

#### 1 緊急通行車両の確認及び事前届出

県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限を行った場合、知事及び県公安委員会は災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

また、緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、県公安委員会へ緊急通行車両の確認を行う。

#### 2 緊急通行車両確認証明書及び事前届出済証の交付範囲

災害対策基本法に定める応急対策を遂行するため必要とされているもので、次に掲げるものとする。

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材

#### 3 緊急通行車両の事前届出の手続

##### (1) 申請先

豊川警察署交通課

##### (2) 申請書類等

ア 緊急通行車両等事前届出書（別記様式1）を2通作成し、そのうち1通に業務の内容を疎明する書類及び自動車車検証又は軽自動車届出済証の写しを添付して、申請する。

イ 申請状況を明確にするために、緊急通行車両等事前届出書一覧表（別記様式2）を2部作成し、添付する。

##### (3) 確認に関する手続

ア 確認申請においては、届出済証と緊急通行車両確認証明書（別記様式3）に必要事項を記載し、申請する。

イ 届出済証による確認申請は警察署、交通検問所において行うことができる。

ウ 緊急通行車両の届出を行った場合、緊急通行車両確認証明書及び標章（別記様式4）の交付を受ける。

様式第 1

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  年 月 日  愛知県公安委員会 殿  届出者住所 (電話) 氏名		第 号  地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する。  年 月 日  愛知県公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途（緊急輸送行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者			住所
			( ) 局 番
			氏名
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2

緊急通行車両等事前届出一覧表					
申請年月日		年 月 日			
申請機関等					
提出先		<input type="checkbox"/> 警察本部交通規制課		<input type="checkbox"/> 豊川警察署	
申請車両		合計 台			
申請車両	整理番号	車名等	車両番号	使用目的	配車先
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
20					

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
愛知県知事 公印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時	年 月 日	午前・午後	時から
	年 月 日	午前・午後	時まで
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。



21

- 備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号を並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



6-5 車両・船舶の現有台数一覧

種別	種別	積載能力	現有数計	現有数の所属別内訳															
				消防本部						企画部									
				総務課	予防班	通信指令班	消防署	消防団	消防本部計	危機管理課	秘書広報第一班	秘書広報第二班	企画政策班	情報管理第一班	情報管理第二班	企画部計			
車両	貨物車	軽四輪車	208		2	1	3		6										
		普通車	貨物乗用車	27	1	2				3									
			四輪車																
			ダンプ	4															
	計		239	1	4	1	3		9										
	特殊車	消防車	44				18	26	44										
		救急車	7				7		7										
		患者輸送車	1																
		給水車	1																
		その他	30		1		6		7										
計		83		1		31	26	58											
乗合	乗合車	11人以上	4								2						2		
	計		4								2						2		
乗用車	軽四輪車		10																
	普通車・小型車		33	1	1				2		3						3		
	計		43	1	1				2		3							3	
合計		369	2	6	1	34	26	69		5							5		
船艇部	救助用船艇(船外機)	5人乗り	1				1	1											
	救助用船艇	8人乗り	4				4	4											
	ゴムボート	4人乗り	8				8	8											
	ゴムボート	6人乗り	4				4	4											
	計		17				17		17										
合計		17				17		17											

種 別	種 別	積 載 能 力	現 有 数 の 所 属 別 内 訳															
			総務部				財務部						福祉部					
			行 政 班 ・ 行 政 課	職 員 班 ・ 人 事 課	契 約 検 査 班 ・ 契 約 検 査 課	議 会 連 絡 班 ・ 議 会 事 務 局 議 事 課	総 務 部 計	経 理 班 ・ 財 政 課	財 産 管 理 班 ・ 財 産 管 理 課	証 明 班 ・ 市 民 税 課	被 害 調 査 班 ・ 資 産 税 課	体 制 整 備 班 ・ 収 納 課	出 納 班 ・ 会 計 課	財 務 部 計	福 祉 第 一 班 ・ 地 域 福 祉 課	福 祉 第 二 班 ・ 障 害 福 祉 課	高 齢 者 支 援 班 ・ 介 護 高 齢 課	避 難 誘 導 班 ・ 保 險 年 金 課
車 の 部	貨 物 車	軽四輪車						26	4	4		34	5		45	1	51	
		普 通 車	貨物乗用車			1	1	2				2	1		1		2	
			四輪車															
			ダンプ															
	計			1	1	28	4	4		36	6		46	1	53			
の 部	特 殊 車	消防車																
		救急車																
		患者輸送車																
		給水車												3			3	
		その他												3			3	
計												3			3			
部	乗 合 車	乗合車	11人以上												2	2		
		計													2	2		
	乗 用 車	軽四輪車						2				2			2		2	
普通車・小型車					1	1	10				10	2				2		
計				1	1	12					12	2		2		4		
合 計				1	1	2	40	4	4		48	11		50	1	62		
船 艇 部	救助用船艇(船外機)	5人乗り																
	救助用船艇	8人乗り																
	ゴムボート	4人乗り																
	ゴムボート	6人乗り																
	計																	
合 計																		

種 別	種 別	積 載 能 力	現 有 数 の 所 属 別 内 訳													
			子ども健康部				市民部									
			子 ど も 対 策 第 1 班 ・ 子 育 て 支 援 課	子 ど も 対 策 第 2 班 ・ 保 育 課	保 健 班 ・ 保 健 セ ン タ ー	子 ど も 健 康 部 計	一 宮 支 所 班 ・ 一 宮 支 所	音 羽 支 所 班 ・ 音 羽 支 所	御 津 支 所 班 ・ 御 津 支 所	小 坂 井 支 所 班 ・ 小 坂 井 支 所	安 否 確 認 班 ・ 市 民 課	人 権 生 活 安 全 班 ・ 人 権 生 活 安 全 課	文 化 施 設 班 ・ 文 化 振 興 課	市 民 協 働 国 際 班 ・ 市 民 協 働 国 際 課	市 民 部 計	
車	貨物車	軽四輪車	6	4	8	18	3	2	3	2	1	3	4	1	18	
		普通車	貨物乗用車			2	2							1	1	2
			四輪車													
			ダンプ													
		計	6	4	10	20	3	2	3	2	1	3	5	1	20	
の 車	特 殊 車	消防車														
		救急車														
		患者輸送車														
		給水車														
		その他														
	計															
部	乗合	乗合車		11人以上												
		計														
	乗用車	軽四輪車			3	3						1			1	
普通車・小型車				1	1						1	1		2		
	計			4	4						2	1		3		
	合 計		6	4	14	24	3	2	3	2	1	5	6	1	23	
船 艇 部	救助用船艇(船外機)	5人乗り														
	救助用船艇	8人乗り														
	ゴムボート	4人乗り														
	ゴムボート	6人乗り														
	計															
	合 計															

種 別	種 別	積 載 能 力	現 有 数 の 所 属 別 内 訳															
			産業環境部					建設部				都市整備部						
			食糧調達班	物資調達班	企業立地推進班	環境対策班	清掃班	産業環境部計	公共土木施設第一班	公共土木施設第二班	住宅班	建設部計	公共土木施設第三班	公共土木施設第四班	公共土木施設第五班	公共土木施設第六班	都市整備部計	
			農務課	観光課	企業立地推進課	環境課	産業課	管理課	建設課	建築課	緑地課	区画整理課	計画課	整備課				
車	貨物車	軽四輪車	4				15	19	9	2	2	13	6	5	1	12		
		普通車	貨物乗用車				7	7	1			1	1				1	
			四輪車															
			ダンプ							1			1	1				1
	計	4				22	26	11	2	2	15	8	5	1		14		
の	特殊車	消防車																
		救急車																
		患者輸送車																
		給水車																
		その他					18	18	1			1						
計					18	18	1			1								
部	乗合	乗合車	11人以上															
		計																
	乗用車	軽四輪車	1			1	2											
普通車・小型車	1		2		3													
計	2		2	1	5													
合計	6		2	41	49	12	2	2	16	8	5	1			14			
船艇部	救助用船艇(船外機)	5人乗り																
	救助用船艇	8人乗り																
	ゴムボート	4人乗り																
	ゴムボート	6人乗り																
	計																	
合計																		

種 別	種 別	積 載 能 力	現 有 数 の 所 属 別 内 訳																
			市民病院医療部・事務部					上下水道部											
			医 療 部 ・ 診 療 局 ・ 診 療 技 術 所 局 ・ 審 議 局 ・ 医 療 安 全 管 理 セ ン タ ー ・ 患 者 サ ポ ー ト セ ン タ ー ・ キ ャ リ ア 支 援 セ ン タ ー	病 院 管 理 第 一 班 ・ 庶 務 課	病 院 管 理 第 二 班 ・ 経 営 企 画 室	病 院 管 理 第 三 班 ・ 医 事 課	市 民 病 院 計	上 下 水 道 総 務 班 ・ 経 営 課	給 水 班 ・ 水 道 整 備 課	下 水 道 班 ・ 下 水 整 備 課	上 下 水 道 部 計								
				軽四輪車	貨物乗用車	普通四輪車	ダンプ	計	消防車	救急車	患者輸送車	給水車	その他	計	乗合車	計	軽四輪車	普通車・小型車	計
車 両 の 部	貨物車						1	15	4	20									
									2	1	3								
									2			2							
							1	19	5	25									
	特殊車																		
					1			1											
										1		1							
					1			1											
			2			2		1		1									
乗合		11人以上																	
乗用車																			
				5			5	2			2								
				5			5	2			2								
			7			7	3	20	5	28									
船艇部		救助用船艇(船外機)	5人乗り																
			救助用船艇	8人乗り															
			ゴムボート	4人乗り															
			ゴムボート	6人乗り															

種 別	種 別	積 載 能 力	現有数の所属別内訳							
			教 育 部							
			文 教 施 設 第 一 班 ・ 庶 務 課	文 教 施 設 第 二 班 ・ 生 涯 学 習 課	文 教 施 設 第 三 班 ・ 中 央 図 書 館	学 校 教 育 課	体 育 施 設 班 ・ 学 校 教 育 課	給 食 施 設 班 ・ 学 校 給 食 課	教 育 部 計	
車 両 の 部	貨 物 車	軽四輪車	5	3	2	1	2	4	17	
		普 通 車	貨物乗用車	1		2				3
			四輪車							
			ダンプ							
	計		6	3	4	1	2	4	20	
	特 殊 車	消防車								
		救急車								
		患者輸送車								
		給水車								
		その他								
計										
乗 合 車	乗合車	11人以上								
	計									
乗 用 車	軽四輪車									
	普通車・小型車	2						2		
	計		2						2	
合 計		8	3	4	1	2	4	22		
船 艇 部	救助用船艇(船外機)	5人乗り								
	救助用船艇	8人乗り								
	ゴムボート	4人乗り								
	ゴムボート	6人乗り								
	計									
合 計										

## 6-6 飛行場外離着陸場及び緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

### 飛行場外離着陸場

名称	所在地	管理者	電話番号	経度 (東経)	緯度 (北緯)	備考
陸上競技場	諏訪1丁目80	豊川市 (スポーツ課)	88-8036	137° 22' 28"	34° 49' 42"	14,717 m <sup>2</sup>
陸上自衛隊 豊川駐屯地	穂ノ原1丁目 1番地	陸上自衛隊 豊川駐屯地	86-3151	137° 22' 57"	34° 49' 59"	
音羽運動公園	萩町口猿田1	豊川市 (スポーツ課)	88-8036	137° 19' 06"	34° 52' 13"	19,100 m <sup>2</sup>
津波避難用 高台	御津町佐脇浜 1号地	豊川市 (危機管理課)	89-2194	137° 19' 06"	34° 47' 23"	31,962 m <sup>2</sup>

### 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

名称	所在地	管理者	電話番号	経度 (東経)	緯度 (北緯)	備考
足山田野球場	足山田町 滝場内	豊川市 (スポーツ課)	88-8036	137° 23' 58"	34° 51' 57"	7,569 m <sup>2</sup>
御津町佐脇浜 (三河臨海緑地内 臨海球場)	御津町佐脇浜 1号地	豊川市 (スポーツ課)	88-8036	137° 19' 12"	34° 47' 23"	31,962 m <sup>2</sup>
小坂井 西小学校	伊奈町縫殿 55-1	豊川市 (学校長)	78-2281	137° 20' 58"	34° 47' 47"	8,731 m <sup>2</sup>
小坂井 高等学校	小坂井町欠田 100-1	愛知県 (学校長)	72-2211	137° 22' 24"	34° 47' 43"	50,399 m <sup>2</sup>
南山クラウド	伊奈町南山新 田 350-80	豊川市 (公園緑地課)	89-2176	137° 21' 04"	34° 48' 15"	20,925 m <sup>2</sup>

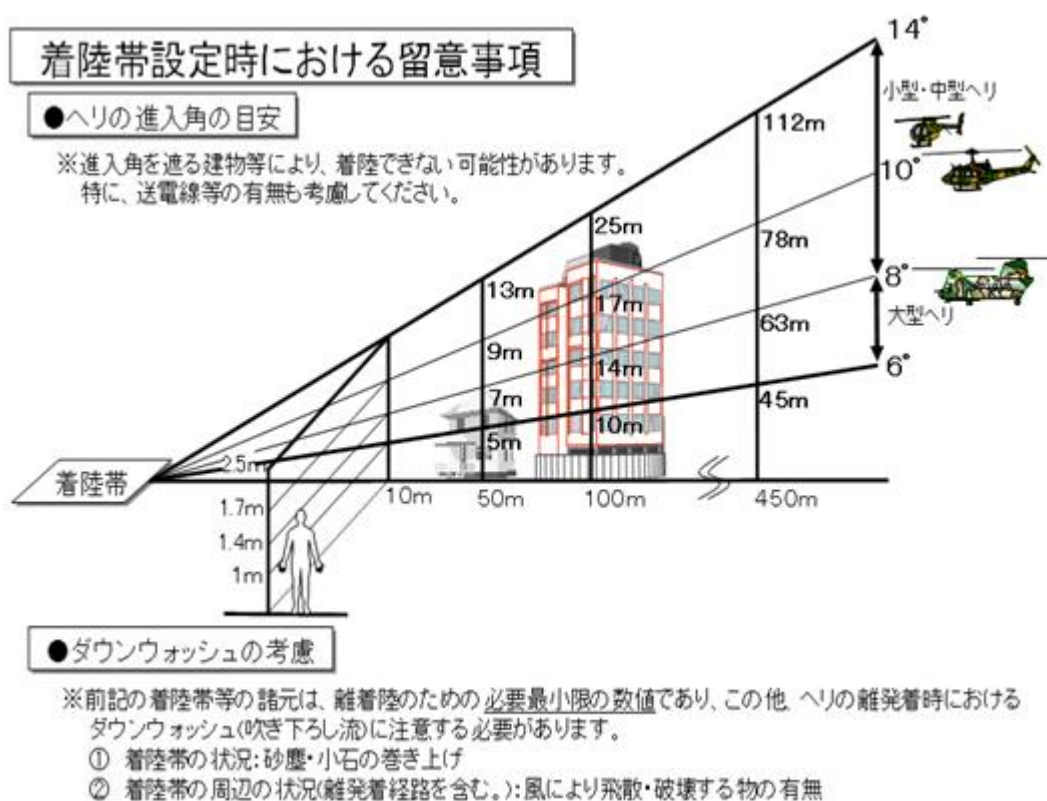
## 6-7 防災拠点施設屋上番号標示

番号	位置	住所	標示年度
8-0	豊川市役所	豊川市諏訪1丁目1	平成9年度
8-1	豊川市立東部中学校	〃 西豊町2丁目191	平成10年度
8-2	〃 南部中学校	〃 光明町2丁目42	〃
8-3	〃 中部中学校	〃 市田町西浦41	〃
8-4	〃 西部中学校	〃 国府町岡本24-2	平成11年度
8-5	〃 代田中学校	〃 代田町1丁目20-1	〃
8-6	〃 金屋中学校	〃 金屋西町1丁目2	〃
82-0	豊川市音羽支所	〃 赤坂町松本250	平成10年度
83-0	豊川市一宮支所	〃 一宮町豊1	平成9年度
85-0	豊川市御津支所	〃 御津町西方日暮30	〃
85-1	豊川市立御津南部小学校	〃 御津町御馬加美15	〃
85-2	〃 御津北部小学校	〃 御津町広石神子田54-1	〃
84-1	豊川市立小坂井西小学校	〃 伊奈町縫殿55-1	〃
84-2	豊川市立小坂井東小学校	〃 小坂井町西浦87	〃

## 6-8 ヘリコプターによる災害派遣の受入れに対する留意点

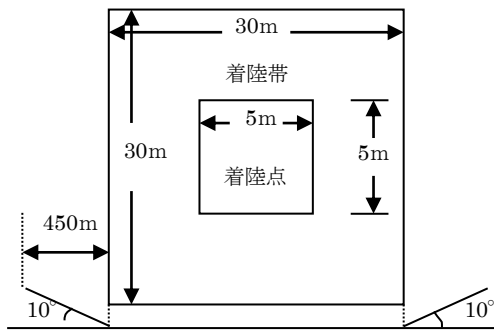
### 事前の準備

- 1 ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。
- 2 ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- 3 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- 4 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

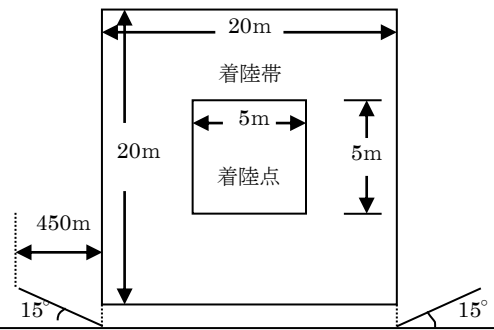




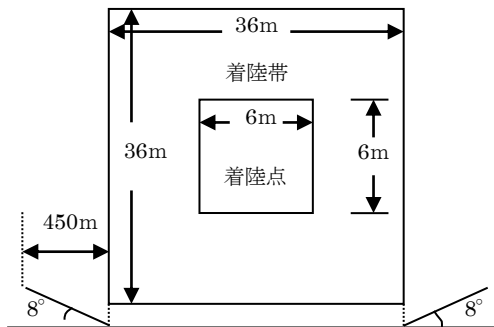
(a-1) 小型機 (OH-6) の場合 (標準)



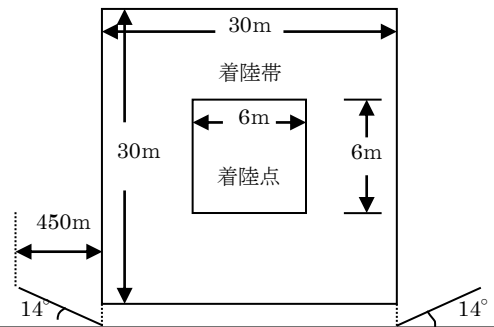
(a-2) 小型機 (OH-6) の場合 (応急)



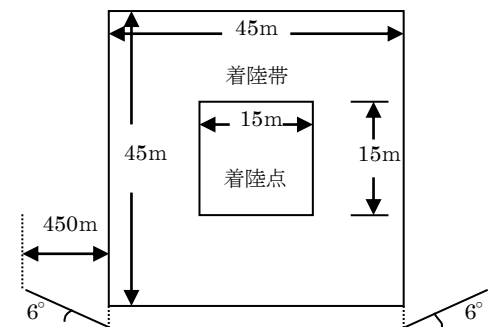
(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合 (標準)



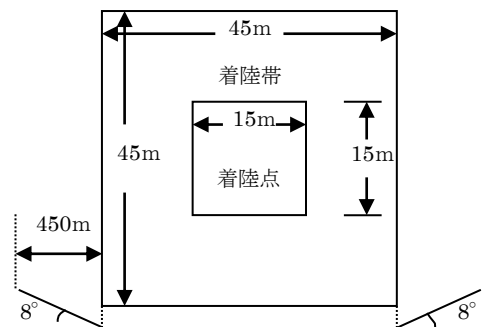
(b-2) 中小型機 (UH-1) の場合 (応急)



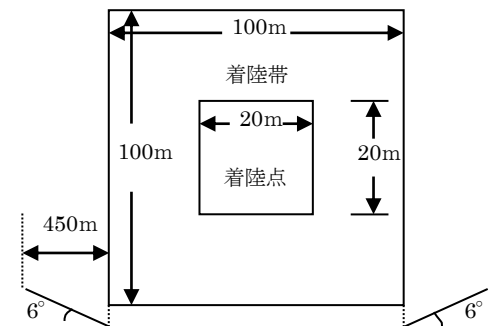
(c-1) 大型機 (V-107及びUH-60J) の場合 (標準)



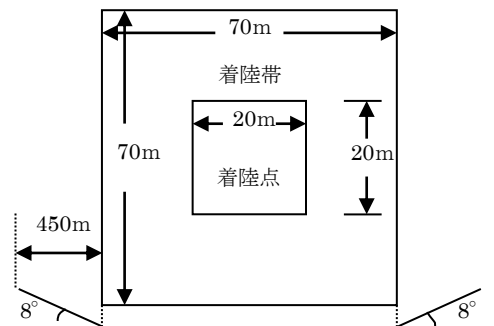
(c-2) 大型機 (V-107及びUH-60J) の場合 (応急)



(d-1) 大型機 (CH-47) の場合 (標準)

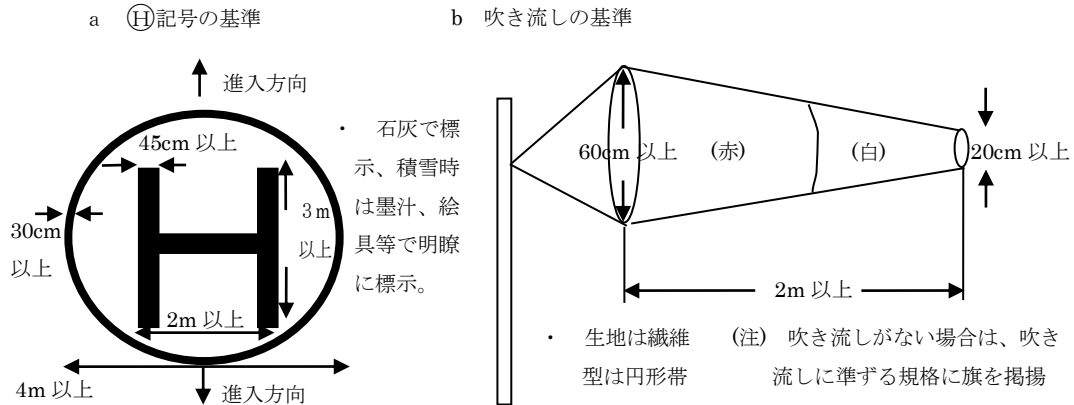


(d-2) 大型機 (CH-47) の場合 (応急)



## 受入れ時の準備

- 1 離着地点には、下記基準Ⓗ記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- 2 ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 3 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- 4 ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸時等について広報を実施する。
- 5 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- 6 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

## 6-9 鉄道施設の現況

経営主体及び線	区分(県下)	営業キロ数	市内停車駅名
東海旅客鉄道飯田線	豊橋～東栄	51.2	小坂井、牛久保、豊川、三河一宮、長山、江島、東上
東海旅客鉄道東海道本線	二川～木曾川	101.9	西小坂井、愛知御津
名古屋鉄道名古屋本線	豊橋～木曾川堤	93.9	伊奈、小田渕、国府、御油、名電赤坂、名電長沢
〃 豊川線	豊川稲荷～国府	7.2	豊川稲荷、稲荷口、諏訪町、八幡、国府